

## 会 議 録

名 称 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会  
日 時 令和4年10月26日(水) 午後6時00分～午後7時48分  
場 所 世田谷区役所 第1庁舎2階 1・2・1会議室(オンライン開催)  
出席委員 斉木秀憲 山田健太 土田伸也 高山梢 山辺直義 中村重美  
説明員等 区政情報課長 末竹秀隆 区政情報課区政情報係長 小田純也  
事務局 総務部長 池田豊 区政情報課長 末竹秀隆  
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

審議事項：個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について

### 会議次第

(1) 小委員会委員の紹介

(2) 報告事項

・世田谷区個人情報保護条例の全部改正(素案)及び区民等からの意見について

(3) 審議事項

小委員会のスケジュール(案)

条例要配慮個人情報の制定(案)

死者の情報に関する開示請求基準(たたき台)

改正法の安全管理措置に関する基準関係

## 1. 開 会

委員長 それでは定刻になりましたので、ただいまから世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会を開会いたします。

審議に入る前に、小委員会の運営等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 区政情報課長、末竹でございます。本日は皆様お忙しいところ、昨日の情報公開・個人情報保護審議会に引き続き、審議会小委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨日、諮問させていただきました資料3として、本日資料におつけしておりますが、諮問第994号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について、情報公開・個人情報保護審議会条例第2条に基づき、区長から審議会の会長宛てに諮問させていただき、審議会において同条例第8条に基づき小委員会を設置していただいたものでございます。今年度において既に小委員会を開催しておりますが、新たな諮問における小委員会の設置でございますので、小委員会の取扱いとしては第1回という形としておりますので御承知おきください。

## 2. 小委員会委員の紹介

区政情報課長 また、委員につきましては、資料2におつけしておりますように、昨日、会長からお言づけを伺っているということで、委員長から御指名、紹介いただいた6名の皆様方です。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様におきましては、お立場上、大変お忙しい中にもかかわらず、御出席いただき、ありがとうございます。皆様におきましては、忌憚のない御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

最後に、本日は6名全員の委員の皆様にご都合つけていただきまして、御出席いただき、大変ありがとうございます。

## 3. 議 事

諮問第994号：個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について

### (1) 報告事項

世田谷区個人情報保護条例の全部改正（素案）及び区民等からの意見について

委員長 それでは早速議事に入ります。まずは報告事項から行います。

世田谷区個人情報保護条例の全部改正（素案）及び区民等からの意見について、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。それでは資料の4ページ、資料No. 4を御覧いただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、本年8月の第4回審議会におきまして、その他報告として御報告したときの資料の写しでございます。おさらいとしまして、ポイントのみ触れさせていただきたいと思います。

5ページを御覧ください。条例改正の3つの基本方針でございます。引き続き、この方針に基づきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

6ページにお進みください。新たな個人情報保護条例における審議会の関与等のイメージ図を御覧ください。左側の改正前が現行となり、右側の改正後のところでございます。審議会に意見聴取し、運用ルールの細則として審査基準を事前に策定いたします。本日の審議に入っていて直接的に関係してくるところでございます。所管課は、審査基準に基づく各チェック項目の確認を行いまして、基準に適合するようにし、個人情報を含む事業等が実施できるようにいたします。その下でございますが、審議会による審査結果の確認として、外部委託、外部提供、目的外利用等を行ったもののうち、要配慮個人情報を含む場合には、取りまとめて審議会に定期的に報告するというものでございます。

続きまして、新たな個人情報保護管理体制（案）となります。こちらにつきましては、後ほど、審議事項の改正法の安全管理措置に関する基準関係として御意見をいただく際に触れたいと思いますので、割愛させていただきます。

次の7ページ以降につきましては記載のとおりとなりますので、必要に応じまして御確認いただきたくお願い申し上げます。

ページ飛びまして、通し番号の右上の27ページ、資料No. 4関連と記載の資料を御覧いただきたいと思います。こちらが条例改正素案に対する区民等からの主な意見項目等についてでございます。

条例改正素案に対するパブリックコメントにつきましては、9月15日から10月6日までの3週間、区のおしらせ特集号や区ホームページ等を活用し実施したところでございます。現在、意見の集計及び意見に対する区の考え方を整理しているところでございますが、昨日も申し上げましたが、意見の人数としては47人ございました。意見につきまし

では、これから項目別に分類するなど仕分けをし、その意見に対する区の考え方について整理をしております。

例えば、個人情報保護制度に関する審議会の関与に関すること、条例要配慮個人情報（LGBT等の項目）に関すること、行政機関等匿名加工情報に関することなど記載のような項目が寄せられたところでございます。

また、区議会からは、例えば自己情報コントロール権についてはこれまで同様の権利が保障されているのかという御質問、またLGBTや国籍といった情報は条例要配慮個人情報として規定すべきであるとの御質問、さらに個人情報保護の水準を守るためには区内での審査基準とその体制をしっかり整える必要があるなどの御質問がございました。

報告事項の説明につきましては以上でございます。

委員長 報告事項につきまして、御質問や御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告を了承し、議事を進めていきたいと思っております。

## (2) 審議事項

小委員会のスケジュール（案）

委員長 次に審議事項に移ります。小委員会のスケジュール（案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは引き続きまして、資料の28ページ、資料No. 5を御覧ください。小委員会のスケジュール案でございます。日時と主な議論内容等の予定を記載してございます。

第1回、本日でございますけれども、条例要配慮個人情報の制定（案）、死者の情報に関する開示請求基準（たたき台）、こういったところを主に御議論いただくということで考えております。

次回でございますけれども、次回11月8日10時からのオンラインでございますけれども、こちらは、今日この後、安全管理措置に関する区の方針等の情報提供とさせていただいて、区の方針性、考え方等の部分をお示ししまして、次回具体的なものとさせていただくのが、いわゆる個人情報保護管理基準（案）と併せまして、チェックリストと書きまされたけれども、こちらは現在審議会でご審議いただいている外部委託とか、回線結合、もしくは目的外利用をする際の所管課が審査するための基準のチェックリストの案として、次回お示ししたいと考えております。もう1つは、開示等請求手続ということで、今回、法

改正で任意代理人の手続も可能となりますので、こういったところをこの間の議論もかなりやっていただいたところでありますけれども、具体的な手続等の部分について、改めて確認をしておきたいと考えております。

こういったところで行いまして、その下ですけれども、第2回の開催以降につきましては、小委員会報告書(案)のまとめに向けて精査していくというようなことで、多分ここはメール等でやり取りをさせていただきたいと思っております。できましたら、こちら11月末には小委員会報告書をいただきまして、その後、すぐに審議会の親会というか本体のほうに小委員会報告書を情報提供させていただいて、私どものほうに御質問等を寄せいただいて、皆さんに区の考えという部分をお返りする。審議会の答申につきましては、12月中旬ということで昨日も申し上げましたように、できましたら12月15日には諮問第994号に対する答申をいただきたいと考えております。その審議におきましては書面審議という形をお願いできればと考えているところが小委員会のスケジュール案でございます。

何とぞ御理解いただきたくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいま御説明いただきましたスケジュール案につきまして、質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、このスケジュールに基づき進めてまいりたいと思います。皆様、どうぞ御協力をお願い申し上げます。

#### 条例要配慮個人情報の制定(案)

委員長 続きまして、条例要配慮個人情報の制定(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の29ページ、資料No. 6を御覧ください。条例要配慮個人情報の制定(案)でございます。

まず、1の主旨でございます。この間、審議会でもお示しましたように、区では全所属に対して条例要配慮個人情報の該当性調査を行った結果、該当性がございませんでした。このことを踏まえ、審議会でも御議論いただきまして、参考資料1という形でつけておりますけれども、答申をいただいたところでございます。なお、その間におきましても、国の個人情報保護委員会に適宜照会を行い、考え方などを確認してきたところがあります。本年3月の照会におきましては、ガイドライン等を4月に示すというふうにしており、具体的なことについては、今この段階でははっきりお伝えできない、1つの地域特有の事情と解釈するのが自然であると、このような考えで改正法第60条第5項

は、地域に応じた要配慮個人情報が存在するかもしれないことから設けられたとの説明を受けております。さらに、本年6月の個人情報保護委員会の照会に対しては、最終的には各自治体の判断にはなるが、具体的には部落差別であるとか、差別を防除するために、現時点において自治体で具体的な立法事実、いわゆる条例があるかが1つの基準であることや、抽象的なものについての制定は難しい、このようなことが示されております。その後、先ほど紹介しました区議会での質問やパブリックコメントを通じまして、LGBTや国籍といった個人情報を条例要配慮個人情報として制定すべきとの御意見をいただいたところでございます。

このような状況を踏まえて、改めて区としては、国の個人情報保護委員会に世田谷区における立法措置としては、資料33ページにおつけしておりますけれども、資料No.6（別紙1）にございますように、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例がございまして、その中で、LGBTや国籍といった個人情報を条例要配慮個人情報に制定できるか否か照会したところでございます。同委員会からは、一定程度の情報を条例要配慮個人情報に制定することも妨げられない旨の回答がございました。この部分が資料31ページと32ページの資料No.6（参考資料2）でつけているところでございます。この間の審議会の御議論におきましては、いわゆる限られた情報の中で審議をお願いし、本年7月には答申もいただき、区としての条例改正素案を取りまとめたところではございますが、区としましては、改正法第60条第5項に基づきまして、条例要配慮個人情報として制定することを改めて検討しているというところでございます。

恐れ入りますが、資料の29ページを御覧ください。2の条例要配慮個人情報（案）でございまして、こちらは（1）国籍の情報、（2）性的マイノリティ関係の情報、（3）ドメスティック・バイオレンス関係の情報の3項目を考えております。なお、注2の部分ですが、国の個人情報保護委員会から「『犯罪により害を被った事実』（刑事事件に関する手続に着手されたもの）として改正法の要配慮個人情報に該当する場合がある」としてしております。したがって、条例要配慮個人情報としては、ドメスティック・バイオレンスに関して支援措置など区民等から区への要請があり、区が情報を保有する場合を対象と限定したい、このように考えております。こうした状況でございまして、御意見などをいただきたくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの件につきまして質問や御意見はありますでしょうか。

委員        でございますが、今御説明をいただきましたけれども、頂いた資料の中で、下のページでいくと5ページのところに、条例要配慮個人情報については、法では、地域の特性その他の事情に応じて取扱いに特に配慮を要する個人情報を「条例要配慮個人情報」として定めることができるとしているが、区としては、この間のところでは具体的な想定事項がないことから現時点ではその規定を置かないこととするというふうな形になっておりましたけれども、そのこととの関連で、ここで取扱いに配慮を要する個人情報、一般ではなくて、地域の特性その他の事情に応じてという一定の制約条件がここに書かれているわけですが、これは法の規定からそういう形になってきていると思うんです。

          その場合に、ただ今回の世田谷の区議会の中、あるいは区民の方からのパブリックコメントによって、その出された御意見に関わって国の個人情報保護委員会に投げかけをしたところ、それについて一定の範囲では妨げるものではない、つまり、許容ができるという趣旨の回答があったと。したがって、ここには当初の扱いの考え方としては置かないとなっていました。これについては一定の範囲のところでは設けることはあり得る、そういう方向性というか、一定の幅を持たせたというふうに説明を受け止めてよろしいのかどうか、その点をちょっと確認させてください。

区政情報課長    御質問ありがとうございます。ただいま        委員がおっしゃったとおりでございます。やはり当初国としても自治体の状況というのがなかなかつかめていなかったようで、やはり法に書かれているというか、その地域の特性という部分を大変強調してきたというところでございます。その中で具体的に出てきたのが、条例を制定しているかというふうな立法措置の部分を明らかにしつつ、さらにその中で区の、いわゆる自治体としての政策的な色合い、そういったものを含めて、これが必要なものであれば条例要配慮個人情報として規定することを妨げないということをやっとここにきて具体的に示していただけたかなという部分ではあります。本来であれば、これが早い段階でクリアになっていれば、審議会の皆様にこういった情報もお届けしながら御審議いただけたものと考えているんですけども、なかなかこの部分はちょっと我々もつかみ切れなかったというところもございましたので、現状遅ればせながら、改めて審議会の皆様に情報提供と併せて御意見等をいただければと考えたところでございます。

委員    ありがとうございます。

委員    基本的には、これまでの審議会での考え方としては、一応3つの理由から見送りを決めたわけだと思うんです。その3つというのは、1つは法律でカバーできる可能性が高い

だろうという点、それから2つ目には、具体的な事例が出てきて対応が必要になれば、これは法も許容しているわけですので、条例改正すればいいじゃないかという考え方、それから3つ目には、この問題についてはやはり事務の取扱いが難しい可能性があって、もし決めるとするなら相当踏み込んできちんと決めなきゃいけないんだけど、そこがなかなか難しいんじゃないかというようなことから、審議会として答申の中では見送りという判断をしたわけです。今回、先ほど課長からお話があったように、1つには、区議会から要望があったというのは大きいと思いますが、その上で、世田谷区としては、今日御紹介があった多様性条例があるということをもって具体的な立法事実があるというふうに判断はできるだろうということが事務局判断だろうと思いますので、それからすると、基本的には、今回示されたような形で条例要配慮個人情報具体的に規定するという点については、考え方としてはありだろうなと思っています。

ただし、先ほど言った3つの点からするならば、最初の2つ、法でカバーと改正対応ということについてはこれでいいんですけども、3つ目の事務扱いが難しいという問題は、結果的に別に何の解決にもなっていないというか、大変なことは変わらないわけですので、本当に大丈夫かどうかということは考えておく必要があると思うんです。それからすると、恐らく国籍は迷うことはないだろうと思いますし、性的マイノリティ関係についても、昨今の世田谷区もはじめとする各自治体での取組み等々で、性的指向についての問題も含めて、基本的にはそれほど事務扱いに混乱は生じないと思われまので問題ないと思うんです。

やはり先ほど言われたように、ドメスティック・バイオレンス関係については相当にややこしいといひましようか、グレーな部分が残っていて、規定の仕方としても、先ほど除外規定を入れる案が示されていますけれども、除外規定を入れてまで、このドメスティック・バイオレンス関係を入れる必要があるのかどうか、あるいは入れることによって現場の事務が混乱しないかどうか。さらに言うならば、ドメスティック・バイオレンスを入れたのだったら、子どもに対するDVとか、そういうものについてどうするのかとか広がりかねない部分があって、確かに多様性条例の中でドメスティック・バイオレンスが入っているから入れましようというのは、考え方としてはあるとは思いますが、この3つ目の問題だけは、ちょっと今日きちんと議論をして、本当にこういう形で1行入れるということがいいかどうかについては、慎重な審議が必要かなとは思っております。もちろん絶対駄目とか、むしろ入れないほうがいいとは言いませんけれども、慎重な審



議が必要かなとは思っております。

委員長 いかがでしょうか。先ほどちょっと事前の協議の段階でも、このドメスティック・バイオレンスの部分のところは、法の規定する部分だけ除いて、その後のものの範囲を具体的にどこまで定めるのか、どこまでを想定できるのかというところはなかなか難しいところなのかなというのがあったんですけども、この注2の書き方で大丈夫なのかどうかと、恐らく多様性条例との関係の中での範囲をどこまで捉えるのかということになるんだろうと思いますけれども、御意見はいかがでしょうか。

区政情報課長 すみません、先に事務局から一言よろしいでしょうか。

委員長 はい。

区政情報課長 今、委員がおっしゃったことにつきましては、この間の議論を改めて整理していただくというか、確認をいただくようなお話でございまして大変ありがとうございます。まさに先ほどおっしゃっていた3点目、事務が非常に難しいというか、その範囲、取扱いという部分においては、私どもも大事な課題の部分であるというふうな認識は正直持っておりますけれども、先ほどあったように、やはり条例に規定されている部分のところを、仮にここを抜くと何でそこを持ってこなかったんだという議論になって、その説明が難しいということで、やはり我々、立法措置というところからすると、その項目を重く受け止めなくちゃいけないんじゃないかなと考えております。正直まだ制度の規定としては粗いなというのは御指摘いただいたとおりに思うんですけども、項目としては、まずこの部分は外せないかなと考えているというのが現時点でございます。ぜひ皆様から御意見いただきたいと考えてございます。

委員長 いかがでしょうか、忌憚のない御意見をいただければと思います。この多様性条例の中で、ドメスティック・バイオレンスの取扱いの範囲というものは何か具体的な取扱いの要綱のような形のものとは別途にあるのでしょうか。

区政情報係長 御議論ありがとうございます。今御質問いただきました多様性条例の関係のDV、ドメスティック・バイオレンスの関係のフォローというようなところだったかと思っております。結論から言うと、人権男女の部門で条例を制定はしておりますが、かなり抽象的な理念規定のような条例にはなっておりまして、それ以上のものは基本的にはないというところでございます。実際、ドメスティック・バイオレンスは様々な定義がきっとあるのかなと思いますが、多様性条例の中での定義としましては、33ページから条例が始まりまして、34ページにお移りいただきますと、2条の7号でドメスティック・バイオレンスと

いうのがございます。こちらは「配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力のことをいう」とございますので、場合によっては、一般的なものよりもかなり限定的なものという印象があるところです。〇〇委員がおっしゃっていただいた児童虐待ですとか、そういったものについては、この中ではもちろん入ってはいないというところがございますので、どの部分まで、そこをどういうふうにフォローするというのは、この多様性条例としてはないというのが今のところの状況でございます。

委員長 この条例の前提として、今のところという言い方もちょっと正しい言い方かどうかというのはありますけれども、条例の要配慮個人情報という意味で持っていくのであるならば、これを前提としたところである程度決めておくしかない、言い方が悪いですかね。そういうイメージになるんですかね。

区政情報係長 ある程度国のほうに照会はかけている中で、立法措置があるかどうかというのはすごく大きな柱なんだなというのが、この間やっと分かってきたというところがございます。立法措置というと、やはりこの多様性条例ということになってまいりますので、この中で区として政策的に守っていこうというものが上がってはおりますので、これを前提としながら考えていくことになろうかというふうには思っております。

委員長 その意味で、地域の特性という意味では、特性として設けられた条例としてこれがあるので、現状での範囲としては、この3つのところで決めるということなんでしょうか。

区政情報係長 整理をしました結果、なかなかドメスティック・バイオレンスは〇〇委員におっしゃっていただいたようにすごく難しい部分はあるんですけれども、その部分も入れていくべきではないかというような議論に今なっているというところがございます。

委員 ちょっと確認する意味で教えてほしいんですけれども、今の33ページ、34ページにかけてつけられております資料No. 6（別紙1）の（7）にドメスティック・バイオレンスについてのことが書かれていますが、ただ、このところの説明として、「配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を含む。）のことをいう」、そういう定義がなされておりますけれども、これはかなり一般的な規定ですけれども、その「配偶者、交際相手等の」という「等」のところですか。この「等」のところはどういうものを含むことを想定して、そもそも2018年、平成30年のこの条例の立法措置、言わば立法の事実として想定をしたものが一体どういうイメージだったのか、それがもしお分かりになれば説明をいただきたいと思うんです

が。

区政情報係長 事務局、小田でございます。ありがとうございます。私たちもちょっと分からなかったのですが、実は人権男女の部門で条例をつくっていますので、その部署から条文解釈はどういうふうな事実が当時あったのかという解説をいただいています。その中で、Qの11番でドメスティック・バイオレンスはどんな暴力の種類があるのかというようなQがございます。その中で、答えとしては「配偶者や恋人などの親密な関係又は過去に親密な関係にあった男女間における暴力のことをいいます」というところです。「同棲していない恋人間で起こるデートDVもドメスティック・バイオレンスの一形態とされています」というようなことも書いてございますので、当時の解釈と今の令和4年4月時点の解説をいただいています。そういったことを想定しながら、7号のドメスティック・バイオレンスのところを想定しているということかと思われま。

委員 ありがとうございます。ということは、この場合のドメスティック・バイオレンスについても、言わばその解釈の運用の対象としては、ここに書かれているような「配偶者、交際相手等の」というところで示されるような、かなり限定的な制約を設けた中でのいわゆるDVであるよということで、この条例をつくったときの趣旨なり、あるいは立法事実がそういうことを想定した、そういう理解でよろしいのでしょうか。一般的にDVといった場合に、こういう夫婦間もしくは恋人の間の問題にかかわらずに、その他の言わば家族の中、あるいは家族的な親密な関係にある中での虐待の事例についてもDVとして扱われることが一般的にございますけれども、そういうものはDV一般ではなくて、区の条例で想定しているのは一定の制約なり、範囲を絞って書いているよということで理解をしてよろしいのでしょうか。

区政情報係長 ありがとうございます。私の印象としましても、DVというともっと広いというふうに思いますが、実際この7号ですと、「配偶者、交際相手等」というところの範囲ですので、かなり限定した中でのドメスティック・バイオレンスとあえて定義づけをされていて、そのコアな部分の方を特に守っていき、根絶をしていこうというのが8条1項3号のようですので、かなり限定したDV概念を採用されているんじゃないかというふうな条例だと思います。

区政情報課長 区政情報課長、末竹ですけれども、今お話の件は係長からあったとおりでありますけれども、やはり、今後概念がいわゆる幅広になっていく可能性、こういったことも可能性はあるというふうに我々は捉えております。そうしたことで、資料通し番号の32

ページを見ていただきたいんですけども、この32ページは国の個人情報保護委員会の照会及び回答の続きのページの最後の段のところ、なお書きで、いわゆる「条例要配慮個人情報について法施行条例で定めを置いた上で、細目的事項を規則に委任することは可能」ということで、場合によっては規則に一部委任するようなことも必要に応じて考えて、また改めて個人情報保護委員会に、こういった方向で条例で規定して、その細目を世田谷区として判断していきたいというふうな形もあるのかなと思っております。まさに先ほど〇〇委員がおっしゃった事務の運営、そのいわゆる根幹に関わる部分ではありますけれども、ある程度時代とともにまさに動いていっている部分でございますので、その部分についてはそういう手法も使えるのかなと考えているところでございます。

委員長 いかがでしょうか。先ほど〇〇委員がおっしゃったように、混乱が生じないという意味で言えば、条例要配慮個人情報の中で入れる範囲も恐らく立法措置としての多様性条例が一致しないと、やはり混乱が生じてしまうと思いますので、恐らくそことリンクする形で広げるかどうかというのは、その状況によって変わってくるかもしれませんが、基本的には、今のところはですよ。新しく広げるのであれば、さらにもとになる条例を広げなきゃいけないところがありますので、この範囲内の中で整理ができていけば運用のところも混乱が生じない部分がありますので、その範囲をある程度、やはり関係各課ときちんと内容を整理したところで、それが分かるように区民の方に周知できるような形を取って、混乱ができない範囲で少し具体的に定めていただく、整理をしていただくという話になっていくのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員 今のおまとめでということだと思っておりますけれども、もう1点ちょっと別の角度からいいたいでしょうか、確認ですが、これで規定を入れた場合に、現状の取扱い等は具体的にどう変わるでしょうかということを一応念のため確認したいと思っております。現状と変わらないということが見えているのであれば、それほど心配していないんですけども、むしろ広がってしまうんじゃないかという気がしないでもないんですけども、そのあたり事務局のほうではどういう想定をされていますでしょうか。

区政情報係長 では私からよろしいですか、事務局、小田でございます。御質問ありがとうございます。今回、条例要配慮個人情報が入ったときの事務のことをきっと〇〇委員に御心配いただいているというところで受け取っております。ありがとうございます。実際、条例要配慮個人情報を入れた場合なんですけれども、今回国が定めます個人情報ファイル簿がございます。こちらでは、そもそもの様式の中で要配慮個人情報という項目がありま

すが、条例要配慮個人情報等を仮に自治体で定めた場合には、条例要配慮個人情報の記載も出てくるというようなところがございます。また、個人情報に係る事故があった場合につきましては、国の個人情報保護委員会に報告するというところがございます。こちらにつきましては、要配慮個人情報の部分は報告せよというのがありますが、条例要配慮個人情報を制定した場合におきましても報告せよというところがございます。ですので、そういった形式的なところがあると思っております。

あと、実際の運用の中では、ドメスティック・バイオレンスはかなり限定的な意味合いでの多様性条例の規定だというふうに、先ほど申し上げたとおりだと私は思っておりますので、その部分が実際の現場として混乱しないような形で何とかしないといけないというのが区政情報課の責務だと思っておりますので、今回、要配慮個人情報に入っている犯罪により害を被った場合、こちらにつきましては条例要配慮個人情報には該当しませんので、国が定める要配慮個人情報になってまいりますので、その別がなかなか所管のほうで分かりかねるということも、実際、現実的な問題があるのかもしれませんが、その部分をどういうふうによく伝えながら、条例要配慮個人情報になり得るようなところを該当性判断していただきながら、ファイル簿に落とし込んでいただくかということが、一番の要点になってくるかと思えます。

ですので、基本的には個人情報ファイル簿に載ってくるということと、国のほうに報告するという義務が出てくるというのが主な2点でございます。

委員 ありがとうございます。今の点はどちらかという切り分けの問題で、実際要配慮個人情報にDV関連のその情報が入るか入らないかという問題だと思うんですけども、何となく、ちょっとこれはまだ私もきちんとイメージがつかみ切れないんですけども、今の感じでは、現状では条例要配慮個人情報はきちんとした定義が完全がないので何とも言えないんですけども、基本的には収集禁止なので、DV関連の情報は今までは収集していないし、持っていなかったというのが前提だと思うんです。けれども、今後は収集禁止ではなくなるので、場合によっては収集情報とか、世田谷区が保有する情報にDV情報が紛れ込むというか、入ってくる可能性があって、それを時と場合において、後で削除というか、本人返却という言い方をしていますけれども、本人に返却するとか、削除するとか、そういうことをしていく作業が出てきて、それというのは案外、もちろん刑事事件になったかどうかという判断基準はあるにせよ、もうちょっと幅広に色々と事務上、煩雑な事務が生じかねないんじゃないか。要するに、今まではないことを前提にしていたのが、

今度は持っていることを前提にして事務をするということは、割合前提が違ってきて、案外大変じゃないかなということを心配していたんですけども、そういうことはないんでしょうか。それが別がないんだったらば別にというか、1つ私の心配事は消えるんですけども。

区政情報係長 ありがとうございます。〇〇委員おっしゃっていただいたところではあるんですけども、実際、改正法が施行されてというよりも、現状でも確かに収集禁止事項は条例でございますが、DVの情報といいますのは、各区民の方からいただいて適正に扱っているという現状がございますので、この改正法が施行されることによって新しく収集するということは特段ないと感じております。ですので、現状として収集禁止ではない、確かに機微な情報ではありますけれども、収集させていただきながら大事に扱っている個人情報という側面は全く変わりはないかと思っておりますので、その中で、条例要配慮個人情報なのか、法令の要配慮個人情報なのか、いずれでもないのかというようなところが問われるかなと思います。一般的なDVだともっと広い概念だと思いますので、一般的にDVと言われているようなものが多様性条例で言うDVにはならないようなものもきつとあるかと思っておりますので、その部分のフォローはいいのかどうなのかとか、そういった議論も今後出てくるのかなと思いますが、現状の条例と見合った立法措置として動いている中で、この部分にフォーカスせざるを得ないというような形ではあります。

ですので、基本的には現状と来年4月以降の個人情報の取扱いという面では変わりありませんで、現状もDV等の情報を大事に扱わせていただいていますし、来年4月以降も大事に扱わせていただくということには変わりはないというところでございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 私も今までの話を通して、多様性条例に基づいたところで、国籍なり、性的マイノリティなり、DV関係のものを条例要配慮個人情報にするという、ここは私はそういう考えはいいんじゃないかなと思います。なぜなら、どれも取扱いに特に配慮を要する個人情報だというのは間違いはないと思います。

ただ、今までの話もあったとおり、国籍は分かりやすいんですけども、性的マイノリティ関係、関係ですよね。あとドメスティック・バイオレンス関係、やはりそのところの定義はすごく曖昧だなと思っています。一般的には、推知される情報は、要配慮個人情報そのものには当たらないんじゃないかというふうに思うので、それは要配慮個人情報は多分そうだったと思うんですけども、条例要配慮個人情報はどうかちょっと分からない

ところではありますが、そこら辺の定義が DV関係という話だとしたら、刑事事件にはならないけれども、暴力とかされたよというような事実が書かれている個人情報ということなのか、性的マイノリティ関係といたしますけれども、性自認なり、性的指向を個人情報として集めているというのは、ちょっと区としてあまり考えられないというか、性的マイノリティだと分かるような情報というのはパートナーシップ何とかというのであるのかもかもしれませんけれども、こういう情報を区が持っているのかなというのがよく分からなかったので、イメージされている性的マイノリティ関係、DV関係というのが何か具体的にあれば教えていただきたいなと思ったんですけれども。

区政情報係長 今ちょっと考えておりますのが、性的マイノリティということでかなり抽象的なところがありますが、実はLGBTですとか、LGBTQの方が入るのかどうかあれなんですけれども、そういった方を今想定していたりします。人権男女の部門の中で聞き取り調査を昨今行っておりますが、パートナーシップというところの宣誓制度がございますが、そちらの宣誓制度を行われた方を対象とした区の中での申請行為が様々できるそうでした、いろんな部署に提出をする際に、そういった書類を出すやに聴いていますので、場合によっては様々な課にそういった方が宣誓の関係で申請なされたり、そういった項目を出させているということがあれば、その様々な課のところでは性的少数の方々といいますが、そういったLGBTの関係の情報が申請していただく側に行くのかなというところがございます。ちょっと具体性に欠けるとところで申し訳ないんですけれども、現状認識しているところは以上でございます。

委員 一応ちょっと、パートナーシップのやり方のところで私もよく分かっていなくてあれなんですけれども、もしそうだとしたら、性的マイノリティ関係というふうな書き方よりも、パートナーシップを利用しているかどうかというのがシンプルなんじゃないかなと思って、LGBTだという事実は持っていないはずだと思うので、はやりの言葉として出ちゃっている感じがするんですけれども、何かちょっと私はそこは違和感を感じたというところでは。

区政情報係長 ありがとうございます。事務局の率直なところだと、確かに29ページの2の(2)と(3)は、確かに関係ということでかなり抽象的にさせていただいているので、おっしゃるところは本当におっしゃるとおりだと思っております。その性的マイノリティ関係、ドメスティック・バイオレンス関係とかなり抽象的に書いておりますのが、事務局の中でもどこまで書くべきかというのがちょっと迷っている部分もあつたりしまして、

最終的には、条文上に落とし込む際には正確なことを書かざるを得ないかなというか、書く必要が絶対あるかと思っておりますので、ただ多様性条例の文言を引きながら書いていくのかなとは思っております。ですので、今回お示ししているこの抽象的な関係で本当に申し訳なかったんですけども、そういった方向性のものを、多様性条例のものを使いながら、今後、正式な文言として入れていきたいというような趣旨でございますので、御質問、御意見、ごもっともだと受け止めております。ありがとうございます。

委員長 議論が長引いちゃって申し訳ないんですが、今のところは、私のイメージだと、根拠が多様性条例だとするならば、この条例の定義をそのまま持っていったほうが、むしろ広がりはないし、混乱はない気がするんですけども、個別に別個ではなくて、このまま引用したほうが、範囲が広がる、あるいは独り歩きしないで済むのではないかと思うんですがいかがでしょうか。それでは狭過ぎるんですか。

区政情報課長 区政情報課長、末竹でございます。今、委員長におっしゃっていただいたように、ちょっとまだ整理が追いついてなかったという点はございますけれども、本日こういった議論の中で整理いただいたように、やはり条例を横引きでやるということは、定義の部分においても、条例からそのまま引用できたほうがよりクリアかということも、はっきり私どもも改めて認識させていただいたところもあります。そこをもっていわゆる定義という部分をはっきりさせていきたいと考えております。また、ここは条例所管とも改めて少し整理させていただきたいと思っております。

委員長 それでは、今までの議論の中で国籍と性的マイノリティ関係、言葉というところがありますけれども、あとドメスティック・バイオレンス関係の3つを条例要配慮個人情報として入れることについては、特に反対意見等がなかったかと思っておりますので、いかがでしょうか。この3つを入れることについては了承した上で、あとはどう定義をするかというところを、特に運用面で関係各課との混乱が生じないところでの協議というのは多分必要だし、どういうふうに独り歩きしないように広報していくのかということもありますので、そこをしっかり決めていただくということを前提に、この3つを入れるということに関して、一旦は了承する形を取ってよろしいでしょうか。

委員 方向としてはそういう形でよろしいかと思っておりますが、ちょっとその前に1点、これは事実関係として確認をさせていただきたいんですけども、今回の区民意見募集のところの関係で、いわゆるLGBTの関係、国籍といった問題についての条例要配慮個人情報として規定すべきというのが議会の中でも出されましたよ。それから、LGBT等の項目



のところで、パブコメのところでも区民意見募集の中で出されましたよというのがありますけれども、例えば議会の中で、DVに関しての具体的な質疑なり、それに対する区としての考え方の表明というものはあったのでしょうか、なかったのでしょうか、それを1点だけ確認させてください。

区政情報課長 御質問ありがとうございます。区議会の中では、こちらのDVという話の部分においては、特段直接的な言及はございませんでした。しかし、多様性条例をつくるというところからのいわゆるLGBTという部分と国籍という形で、あくまでも条例を引用した上でのご話でございますので、そこは我々、国からの考え方で示されている立法事実という点では重く受け止めて、やはり押しなべて考えるべきという考え方でございます。

委員 ありがとうございます。もう1点、その関連で教えてほしいんですが、いわゆる区民意見募集のところには、LGBT等の項目というのがありますけれども、そこでは例えば、DV等に関しての具体的な意見表明というのにはあったのでしょうか。先ほど私が冒頭で申し上げましたように、DVということに関しての区民の方々、あるいは一般の方の受け止め方というか、イメージのところはかなり幅が相当広い狭いというのがあるかと思うんです。今のお話の整理として、区が定めている多様性、あるいは男女共同参画に関する条例の問題、そういうものが根拠として、立法の一つの事実としてはありますよということなんですが、区民の方から出された意見項目の中にその種のものがあったのかどうか、それに対してどういうふうに対応していくのか、そのところの事務局としての一定の議論の整理というのがあったのかどうか、その辺を教えてください。それで、一応方向性としてはそのことを是認しながら、あと具体的なところを絞りながら、整理もしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

区政情報課長 今お話のパブリックコメントの部分につきましては、まだまだ整理途中という部分ではございますけれども、現時点では手持ちのまとめの状況ではございますが、審議会の答申の中に、過去に区でDV被害者等の漏えいも起きており、やはり規定しない理由が理解できないと、不当な差別等につながる情報は条例要配慮個人情報として規定し、法定の要配慮個人情報とともにできる限り収集しないというようなことを含めてやってほしいというふうな趣旨で、御意見は頂戴している部分はございます。

委員 ありがとうございます。

委員長 それではいかがでしょうか。先ほど御提案させていただきましたけれども、3点を入れることは、皆さんのほうで特に反対意見等ございませんでしたので、あとはどこの範

困、基本的には根拠法令というか、立法措置の部分が必要なので、多様性条例の中である程度統一していくことになるんだろうと思いますけれども、その中で、特に各課との運用面での混乱が生じないように、あるいは区民についての周知というのも、基本的にはある程度範囲が明確になるような形で整理していただくということで、一応この3点を入れることに関して了承という形でよろしいでしょうか。今の段階では、区のほうではそこまでよろしいですか。今回のこの制定案の了承というのは。

区政情報課長 ありがとうございます。今まさに委員長が取りまとめていただいたようなことで、本日の時点では十分でございます。また次回の11月8日には、前回の論点整理とまとめという部分で、もう少しその部分と、場合によっては補強した区側の案等をお示しできるように、また少しこちらとしても改めて整理させていただきたいと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 方向性はそれでいいと思いますし、この問題は、やはりこれまで御指摘いただいたとおり、それぞれの概念の明確性というのが一番のポイントなんだろうと思いますので、そこをこれから整理していただけるということなので、その方向でいいと思うんです。1つだけちょっと気になったのは、性的マイノリティの定義づけで、今回出していただいた資料を拝見すると、条例のほかにパートナーシップの要綱がありますね。先ほどの議論の中で、この要綱に基づくパートナーシップの宣誓というのが、1つの着目点になり得るといったような視点もありましたけれども、法形式に注目すると、多様性のほうは条例ですし、こちらは要綱なので、制定主体が議会と、要綱ですから、これは議会ではなくて行政機関ということですね。なので、性的マイノリティの定義づけを行うときに、議会ではなくして行政機関が、手続的に見て、比較的柔軟に対応できてしまう要綱のほうにひも付けるような形で定義すると、多少、何かバランスの問題が出てくるんじゃないかなという気がいたしましたので、定義づけの際に、そういった法形式にも配慮しながら御検討いただければというふうに思いました。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、次の事項へということでもよろしいでしょうか。

#### 死者の情報に関する開示請求基準（たたき台）

委員長 続きまして、死者の情報に関する開示請求基準（たたき台）について、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。それでは、資料の41ページの資料No. 7を御覧ください。死者の情報に関する開示請求基準（たたき台）でございます。

死者に関する情報の取扱いについては、本年7月の答申におきましても具体的にお示しいただいたところでございます。恐れ入りますが、資料の通し番号19ページを御覧いただきたいと思います。中段の（5）死者に関する個人情報の取扱いのところを御覧ください。この間、区では、死者に関する個人情報との用語を使っておりましたが、国の個人情報保護委員会から、個人情報は生存する個人に関する情報と規定されていることから、定義の混乱を生じさせる可能性があるとの指摘を受け、死者の情報という用語を用いることとしたものでございます。

本文に戻りまして、条例も改正法も「個人情報」は、生存する個人に関する情報でありまして、死者の個人情報は含まれないとされております。さらに改正法では、新条例に個人情報の定義として死者に関する情報を含める規定を設けることは許容されていない。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存個人に関する情報として改正法の保護対象となる一方で、死者に関する情報の取扱いについて個人情報保護制度とは別の制度として条例を定めることは妨げられていない。審議会としては、個人情報保護制度とは別の制度としての条例制定は求めないが、条例の運用と同様に内部管理規定により適切な運用を行うべきであるとのお考えをお示しいただいているところでございます。

いま一度資料の41ページ、資料No. 7にお戻りください。こちらにつきまして、死者の情報に関する開示請求基準（たたき台）の内容につきましては、区政情報係長の小田から説明をさせていただきたいと思います。

区政情報係長 ご審議いただきありがとうございます。事務局、小田でございます。引き続いて説明を継続させていただければと思っております。

資料の41ページ、42ページを御覧いただければと思います。現在、たたき台という形でお示ししておりますのが、資料No. 7、41ページ、42ページでございます。資料の説明ではございますが、今もたたき台をつくっていますが、43ページ、44ページに資料7（参考：現行基準）と右上のほうに書かせていただいております。こちら、43ページ、44ページのところですが、審議会小委員会の中でも御説明させていただいた機会があるかもしれませんが、平成10年代ですか、審議会の中でも御議論を頂戴しまして、当時、死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準ということを決めております。今回の改正法と現行の

個人情報保護条例、いずれも個人というのは生存する自然人ということが言われておりますので、亡くなられた方の情報につきましては、保護する個人情報ではないというような考え方を一定程度持っているというところでございます。

ただ一方で、御遺族の方が亡くなられた先代の方の御情報を取得されたいということもあるやに聴いております。そういった場合の例外規定としまして、この基準を定めて、死者の個人情報を御遺族の方に請求いただくというような運用を行っております。こちらの現行の運用につきましては43ページ、44ページというところでございます。

今回、43ページ、44ページの現行基準を横引きにさせていただきながら、41ページ、42ページに現在のたたき台ということで、基準を策定をしているようなところでございます。本日、こちらはちょっとまだ、たたき台ではございますけれども、こういった内容で見ていただきながら、率直な御意見をいただければなというふうに思っております。

第1条から第4条まで今つくらせていただいております、第1条のところでは取扱い基準の方針でございます。基本的には43、44ページを横引きにしていますので、そちらの43ページですと(1)取扱い基準方針がございますので、ここを横引きにしているところです。ただ、43ページの(1)の死者の個人情報のうちというところがございますけれども、先ほど課長の末竹からの説明がありましたとおり、国のほうに照会を実はかけたんですね。その中では、死者の情報の開示請求取扱い基準を定めてもいいですよというようなお示しは国からいただいておりますが、国としては、個人情報というと生存する個人の個人情報なのに、死者の個人情報となると矛盾するので、取扱いといいますか、名称には気をつけてくださいというような御助言もいただいておりますので、死者の個人情報というような現行基準から、死者の情報というふうによりシンプルにしながら、個人情報じゃないというような改正法の枠組みの中での考えを入れているというところでございます。基本的にはそういったところの違いがございます。

また43ページの(1)の死者の個人情報のうち、請求者自身のと、「請求者」というところをより具体的に、「開示請求者」と41ページの第1条で変えているというようなところでございます。ですので、現行条例の「請求者」を、41ページ、42ページのたたき台では「開示請求者」と全部変えているというような違いがございます。

2条で定義を設けてございます。この基準におきまして、「死者の情報」とは、死者に関する情報であって、ここの法律2条各号のいずれかに該当するものをいうというふうに書いております。ちょっと私もどう書くかで迷ったんですけども、ただ定義はあったほ

うがよいのかなと思いましたが、そこをどう書くかというようなところを考えておりましたところ、もし皆さん以前お渡ししました資料集という分厚いものが仮にあつたらで全然構わないんですけども、そちらのインデックスだと15番の個人情報の保護に関する法律（第51条改正後）というのがあるかと思しますので、もしおありの方がいらっしゃれば見ていただければと思います。

インデックス15番の第51条改正後の2条の定義でございます。この定義につきましては、「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう」というのが2条1項の本文に書いております。1号と2号とありまして、1号はちょっと長いんですけども、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等、括弧は省略させていただきますが、特定の個人を識別することができるもの。2号は個人識別符号が含まれるものというような規定がございます。2条1項本文で個人情報を言っていて、各号で具体性を持った書き方をしているということです。

死者の情報につきましては、恐らく今までの経験上、改正法でいきますと2条1項1号の識別される個人情報の請求、例えば亡くなられた方の御情報を求められる場合、具体的には、先代の方が土地の契約を区と行いましたと。その方が亡くなられてしまって、御遺族の方がうちのお父さんと区の契約書が見たいんだけども、管理が悪くて持ち合わせていないので、ただ土地の所有権は自分に移っているというような場合、そういったものがたまに、年に1回あるかないかのレベルではありますけれども、死者の個人情報の開示請求がございます。ですので、そういった場合は現行の基準どおり行っておりまして、亡くなられた方の個人情報とはいえ、生存する個人の方の情報とも同視できるような情報につきましては、死者の情報の請求は受けておりますので、実際の改正法でいきますと2条1項1号の部分が多いのかなという気がしています。

第2条第1項第2号の個人識別符号が含まれるものということで、こちらが実際求められるかどうかは、なかなか推測がつかない部分はあるんですけども、場合によってはそういうものもあるのかもしれないというような考えの下、今日使用していただいている資料の右上の41ページの第2条のところ、こちらの法律の第2条各号のいずれかに該当するものをいうということで、改正法第2条の横引きのような形で現在の開示請求基準たたき台の第2条を構築しております。

第3条につきましては、開示請求を認めることができる類型ということで、こちらは43

ページの現行基準と同様に書いているというところでございます。第3条第1項第1号では、開示請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報ということで、先ほどのような状況だと思います。第2号で、近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により開示請求者が取得した権利義務に関する情報、第2項では、社会通念上、開示請求者自身の個人情報とみなせるほど開示請求者と密接な関係がある情報というようなところでございます。

こちら43ページの現行基準と横引きにしているような状況でございます。実務上は、第3条第1項第1号のものしかほとんどないといいますが、ほかの第3条第1項第2号、また第2項のものにつきましてはほぼないというようなところではございますが、現行基準と横引きにして、今入れているというところでございます。

第4条の請求要件の確認方法につきましては、43ページの基準を横引きにこちらもさせていただいているような状況でございます。43ページの現行基準でいきますと、(3)のところ、実際の41ページですと第4条になっているというところでございます。2項で開示請求者自身の個人情報でもあると認められる情報につきましては、(1)開示請求者が死者である被相続人から相続した財産その他の権利義務に関する情報ということで、第3条第1項第1号の話もここでも確認方法として言っているというところでございます。必要書類につきましては、現行基準と同様に考えているというところでございます。

またおめくりいただきますと、右上の42ページに移らせていただきまして、開示請求者が相続人であることの確認、また請求内容が当該相続財産等に係るものであることの確認を求めていきたいと考えております。

続きまして、(2)近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因による、そういった情報でございますが、これは41ページの第3条第1項第2号の部分とマッチしているようなつくりにしておりまして、現行基準と同じ書き方しております。、と書いてございます。開示請求者が、死者の死に起因して、相続以外の原因により権利義務を取得したことの確認ということで示談書を含めて書かせていただいております。実例が実際、私もないのでなかなか難しいんですけれども、今残しているというところです。請求内容が当該権利義務に係るものであることの確認ということで、そちらを示す書類を求めていくというところでございます。

最後、第3項でございます。社会通念上、開示請求者自身の個人情報とみなせるほど開示請求者と密接な関係がある情報ということでございまして、こちらは41ページの第3条

第2項と全く同じところでございます。実際に(1)でございます。死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報を求める場合につきましては、戸籍謄本等を求めていくというようなところでございます。

出来がまだ不十分というところで見えていただいているかと思うんですけども、現行の横引きをさせていただくと、こういったことになろうかと考えております。次回の小委員会の中では、通常の開示請求者の方の本人確認、特に任意代理人ですね。その部分の本人確認書類の具体性の部分というのを確認していただくというふうに思っております。小委員会の中でも国からの資料を見ていただきながら、本人確認手段の資料の性質等々もお聴かせいただきながら、かなりこれは細かいところまで求めますねというような御意見もたくさん頂戴して、事務局一同安心している部分ではあります、あちらが一例ということで国は言っていますので、その中で、区としてどのような本人確認書類を必要とするのかという決めが必要になってまいりますので、その決めと同様に、死者の情報の請求時にいただく書類というところも連動しながら考えていく必要があるかとは思っておりますので、場合によっては少し修正が出るかもしれませんが、現状こういったところで考えているところでございます。

事務局の説明が長くなりましたけれども、資料No.7につきましては以上でございます。

委員長 ただいまの件につきまして御質問はございますでしょうか。

委員 事例が少ないということでしたけれども、現行の基準で運用していて何か不都合とかというのは、これまで実務上あったんですか。

区政情報係長 実際、ここの基準に該当していないものを求めたいという方は実務上あったんですね。例えば、介護保険の認定ですと、亡くなられた方が生前、介護保険何度を受けられていて、審査会でどういうふうに議論がされたんだというところを求められるというのが実際ありました。ほかの自治体でもかなりありまして、その部分を開示請求の例外規定でフォローするような自治体も実際ございます。ただ、世田谷の条例ですと、死者の情報は、生存する個人の方と同視できる情報ということでやっていますので、そういった身体の部分につきましては、ある種、一身専属にはなってくるので、その部分は開示請求できませんよということを伝えています。納得はされていないようではありますが、そういったところに対応はしているというところですよ。

ですので、枠組みから外れる部分を枠組みに入れてくれというような話は、実際たまに

いただいて、お叱りいただいて、ただ、対応はできないという話はしているところがございます。そういったところの落としどころになると、基本的には弁護士会による弁護士法に基づく照会等々であれば、法令に基づいて個人情報、死者の情報も含めて外部提供するということがありますので、時間とお金が少しかかってしまうんですけども、そういったところで外部提供はしているというのが最終的な落としどころにはなっております。ですので、実際の開示請求の基準に見合っている方は、少なからず年1件あるかどうかのレベルではありますけれども、そういった方は普通に受け付けながら身分確認をして、登記簿謄本等で御本人の土地かどうかというのを確認しながら、御本人の身分確認もしながら受け付けているというようなところでございます。

蛇足でございますが、実際の介護保険の関係等々ですと、やはり改正法の枠組みの中でも死者の情報というところで、それは開示請求できないというような国の正式な見解が出ていますので、そういった自治体はかなり苦慮しているような状況というのは聴いております。その中で、改正個人情報保護法ですね、こちらの中の枠組みでは対応できないということですが、最終的な国の見解もいろいろ変わってきてまして、最新だと自治体で条例をつくれれば、そういった方の情報も開示請求できるように自治体の責任でやってもいいということになってはいますけれども、そういった自治体につきましては、また別の条例をつくりながら、死者の情報と同視できないようなものにつきましても、何とかフォローしていくような自治体もきっと今後出てくるんじゃないかなと思います。

事務局からは以上でございます。

委員長 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。最終的な決定としては、次回のところの本人確認書類との関係も含めてということになるんでしょうかね。

区政情報係長 そうですね。今回たたき台というような形にさせていただいておりますので、委員長おっしゃっていただいたとおり、本人確認書類が実際の任意代理人の請求で通常の法の枠組みの中でもありますので、そちらも区としての本人確認書類をどこまで求めるかということを確認しつつ、こちらも連動しながら確定させていくということで密接不可分だと思っていますので、こちらだけが確定するということは考えておりませんので、そちらも含めながら、次回少し見ていただきたいなというふうに思っております。

委員長 それでは、本日の議論を踏まえたところで、次回の死者の情報に関する開示請求基準案を示してもらって、決定するという形でよろしいですか。

区政情報係長 はい。



委員長 皆様、よろしいでしょうか。

委員 結構です。

委員長 それでは、議事を進めていきたいと思えます。

#### 改正法の安全管理措置に関する基準関係

委員長 続きまして、改正法の安全管理措置に関する基準関係について、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 事務局、小田でございます。すみません、継続しましてよろしくお願いたします。資料でいきますと、右上の45ページからが資料No. 8でございます、最後の57ページまでが資料No. 8の構成でございますので、お付き合いいただければと思えます。

改正法の安全管理措置に関する基準関係という項目を立たせていただいております。こちら状況もお伝えしながらにはなりますけれども、条文ですね。先ほどのもし資料集をお持ちでしたらということではありましたが、先ほどのインデックスの15番ですと、こちらの条文がついておりますので、その66条の部分をもし持っていた方がいらっしゃれば見ていただければなと思えます。お持ちでない方もいらっしゃると思えますので第66条第1項を読ませていただきますと、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」というところで、今回の改正法の枠組みの中で非常に重要な条文の一つだというふうに私たちは捉えさせていただいているところでございます。ちょっと離れますけれども、第66条第2項のところでございます、こちら1項は行政機関が定めるべきということでございます。

第2項では、前項の規定、今の第1項ですね。「次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する」というところが第2項の本文でありまして、その第1号としまして、「行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務」につきましては準用がなされるということがなされますので、行政機関がしっかり安全管理措置を定めるというのは必ずなんですけれども、委託を仮にした場合は委託先も準用されますので、同等の安全管理措置を取っているかどうかということも必要だということの意味合いになってございます。

そういったことから安全管理措置を定める必要があるんですけれども、どのように定め

るかというところでございます。今回の45ページからが資料No. 8ではございますが、国が示しております事務対応ガイドの抜粋をつけさせていただいているような状況でございます。次回の小委員会の中では、具体的にさせていただこうと思っておりますけれども、こちらの事務対応ガイドで指針が出てございますので、この指針に基づきながら、各自治体は安全管理措置を定めるべしということが言われていますので、次回の小委員会の布石といえますか、今回はこういった枠組みで示されているので、次回はそれに世田谷区として当てはめた場合、どういうふうな安全管理措置になり得るのかというところをお示ししますので見ていただきたいというような考えでございますので、そういった趣旨で見ていただければなと思います。

資料45ページにお戻りいただきまして、4 - 8は指針ということです。

4 - 8 - 1は指針の意義ですが、先ほどの改正法の第66条第1項の規定を踏まえまして、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示しますということで、絶対これだけは守りましょうという最小限のものを示すというのが冒頭で言われております。「各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備」ですので、何かしら絶対定めましょうということが言われております。漏えい等が生じた場合には権利利益の侵害の大きさを考慮しながら、様々な必要かつ適切な措置を講じなければなりませんよというような意味で、第66条第1項の安全管理措置に関する指針はこういったものですよというのが入ってございます。

4 - 8 関連が今回の安全管理措置関係になっていまして、4 - 8 - 2管理体制から始まりますが、ここから11点を国が挙げている状態でございます。まず1点目の管理体制です。総括保護管理者ですとか、保護管理者、おめくりいただきますと保護担当者、監査責任者、委員会ですとか、そういったところを定めるべしということを言っております。こちらにつきましては、本日の資料の中でも一部抜粋してお示ししている部分はありますけれども、その部分をしっかり決めていく必要があるというところです。

例えば今の話で申し上げますと、今日の資料、右上のページを見ていただきますと、6ページ、7ページに8月の審議会に報告させていただきました資料No. 4の中のものではございますけれども、例えば右上6ページの新たな個人情報保護管理体制（案）のところの部分です。総括個人情報保護管理者は副区長、個人情報保護管理者を各所管課の課長、個人情報保護監査責任者を総務部長、7ページに移りますけれども、個人情報保護管理委

員会、役割につきましては右に書いておりますけれども、そういったものを設置するということを書いております。ですので、こういったところが定める必要がありますので、具体的にこの基準の中でも落とし込んでいく必要があるというふうに思っております。

資料右上46ページにお移りいただきますと、2点目に4 - 8 - 3 教育研修でございます。こちら御覧いただきましたとおり、様々教育研修をすべしということが書いてございますので、こちらは継続して教育研修を行うべきということで書いていく予定にしております。

3点目、4 - 8 - 4 職員の責務でございます。こちらにつきましては法の趣旨にのっとりまして、一定の役職の者の指示に従いながら、個人情報を取り扱うということの責務を定める必要がございます。

4点目、4 - 8 - 5 保有個人情報の取扱いでございます。こちらが右上のページ、47、48、49と続いてまいります。こちらアクセス制限ですとか、めくっていただきますと複製等の制限、誤りの訂正等ですとか、誤送付等の防止ですとか様々ありますので、そういったところを定めていく必要があるというところでございます。

ページ数で行きますと、右上49ページでございます。5点目、4 - 8 - 6 情報システムにおける安全の確保等でございます。こちらがアクセス制御、おめくりいただきますとアクセス記録ですとか、監視、管理者権限の設定ですとか、51ページに移りますと不正アクセスの防止、不正プログラムによる漏えい等の防止等々があつたりします。暗号化もありますというところでございます。52ページの最後の方まで続きまして、端末の盗難防止等、第三者の閲覧防止ということで、様々あるというところでございます。

6点目、52ページでございます。4 - 8 - 7 情報システム室等の安全管理ということで入退の管理の話、53ページに移りますと、システム室等の管理を定める必要があるというところ。

7点目でございます。4 - 8 - 8 保有個人情報の提供ということで、第69条2項3号、4号の部分でございます。行政機関等以外の者に提供する場合には書面を取り交わすですとか、ちょっと細かい規定が実はあるんですけれども、そういった条文の話が実際に書いてあつたりします。

続きまして、右上54ページに移らせていただきまして、8点目、4 - 8 - 9 個人情報の取扱いの委託でございます。こちらがかなり大きい部分のウエートを占めるのかなと私は思っておりますけれども、委託です。業務の委託等ということで、こちらの(1)個人情

報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じましょうというところです。また、契約書には次の事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理体制、実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しましょうというところでございます。こちらの54ページの から までにつきましては、契約書に明記するということがございますので、現在世田谷区の中で外部へ個人情報を委託する場合には、マニュアルの場合は、マニュアル処理の特記事項を添付させていただいて、システム処理を行う場合につきましては電算処理の特記事項を遵守させているというところがございますので、ちょっと今こちらの事務対応ガイドの内容を基にメンテナンスしているところではございますが、そういったところのメンテをしながら、この基準の中でも落とし込んでいきたいと思っております。

ここは大事なポイントかなと思いますので、 から までを少しお話できればなと思います。個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務ということで、こちらは現状と同じです。再委託である場合も含まますというところがございます。現状では、括弧書きの再委託先が委託先の子会社、会社法の規定のものである場合も含まますというのがございまして、特記の中ではこの部分の記載はありませんので、ここの追加はいたしたいと思っております。

個人情報の複製等の制限、個人情報の安全管理措置に関する事項、個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項、委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項、法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項、契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項というようなところがございます。この注意書きの1に書いておりますとおり、「委託」とはと、どこまで委託として考えるかということで示しております、こちらは契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいうということで、やはりお願いした部分につきましては委託ということで、広い範囲で委託と捉えているんじゃないかというふうに読み取れます。

右上55ページに移らせていただきまして、(2)から(6)まででございます。こういったところを守らせる必要があると。例えば(3)ですと、少なくとも年1回以上、原則として実地検査による確認ですとか、そういったところのフォローをしましょうということに

なっております。

(2)のところでは、ちょっと遡ってしまって申し訳ないんですけども、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならないということがございます。ですので、こちらは昨日の審議会でも見ていただきましたとおり、審議のポイントで見ていただいていると思いますけれども、個人情報の範囲ですね。項目は本当にこれが最小限必要ですかというところの主眼を持って見ていただいておりますが、実際の改正法の枠組みの中でも必要最小限じゃないといけないということがありますので、実際の運用と全く同じというふうには感じております。

続きまして、55ページの下、9点目でございます。4 - 8 - 10サイバーセキュリティの確保でございます。サイバーセキュリティに関する対策の基準等ということで、この基本法を参考としながら保ちましょうというところでございます。

10点目、56ページに移ります。4 - 8 - 11安全管理上の問題への対応ということで、実際に事が起きてしまった場合の事案の報告、再発防止措置等を定める必要があるというようなところでございます。

57ページに移りまして、最後11点目でございます。4 - 8 - 12監査及び点検の実施でございます。 (1)で監査責任者、今回個人情報の関係の監査が必要不可欠になりますので、こちらの監査をしっかりと行うということ、また点検を行うこと、それで終わりではなくて、評価の見直しもPDCAサイクルを回していくようなことを、きっと国は慮っていらっしゃるのかなというところがございます。

以上が45ページから最後の57ページまでの安全管理措置に関する基準、国が示すものというところの説明でございました。その中で、実際マニュアル処理もありますけれども、実際に電算処理という形で、システムの関係とか、セキュリティの関係ですとか、そういったところも様々ありまして、その部分、私たち事務局の中でも知識がない部分がございますので、今日出席をしてくれていますDX推進担当課がおりますので、そちらの御助言を頂戴しながら、何とか区としての4月1日からの安全管理措置に関する基準を策定しながら、皆様からの御意見を次回しっかりといただきたいなと思っております。

すみません、駆け足になりましたけれども、資料No. 8の事務局からの説明につきましては以上でございます。

委員長 広い範囲での定めが必要になってくるということですが、ただいまの件につきま

して質問はありますでしょうか。最低限のものということですから、これにプラスアルファをどれだけするかということと、あと実際にそぐわない部分があるのかどうかというところが重要になってくるのでしょうか。この具体的な資料につきましては、次回お示しいただくということによろしいんですかね。

区政情報係長 そうですね。今回は実際の客観的な国の示すものを説明させていただきましたので、こちらを基に、区としての安全管理基準を次回お示しできればなというふうに思っております。

委員長 今日のところで何か御質問とかはございますか。

委員 先に から申します。改正法で示されている安全管理措置に関する基準を今回落とし込むとこういふことなんだろうというふうに思いますので、詳細は別としまして、それについては理解いたしました。一方で、安全管理措置に関しては、審議会の答申としては、いわゆる審議会への諮問が今回大幅になくなるというか、原則なくなることにに関して、安全管理措置が担保されるのかどうかというのが答申の大きなポイントだったわけです。そういうことからすると、次の項目であるチェックリストとの関係もありますけれども、いわゆる外部委託とか、外部提供とか、目的外利用とか、これまで審議会が担っていたチェック機能を、この安全管理措置に関する基準という中か、あるいはチェック体制かは今後の議論ですけれども、どう落とし込むのかというのが最大のポイントかと思しますので、そこをうまく整理しつつ、入れ込んでいただければということが1つ目の大きな話です。

それから、もう一つ同じく答申の中でお話をさせていただいたのが、個人情報ファイル簿の扱いですので、個人情報ファイル簿によって、どこまできちんと個人情報の管理が見える化できるかということに関して、これも安全管理措置に入るのか、あるいはチェックリストに入るのか、ちょっとその切り分けが必要ですが、いずれにせよファイル簿の作り方といいましようか、例えばでいうならば、これまでやってきた様々な記録票がなくなって、個人ファイル簿による管理に移行するわけですので、それによって漏れが生じないかどうかというあたりをうまく文書化といいましようか、カバーしていただければなと思しますので、その点、次回に向けてよろしく願いできればと思います。

委員長 では、 委員お願いいたします。

委員 今、 委員からお話があったことともちょっと重なる部分がありますけれども、次回このことについては細かく議論するというので、そのために幾つか確認の意味で

教えてほしいことがあります。言わば安全管理措置に関する基準の問題、その扱いについての体制の問題が一連のものとして説明をいただきましたけれども、例えばその上で、これは本体の、今日頂いている資料の中で、2ページの条例改正の主なポイントのところで、審議会への意見聴取等というところの中の2つ目の括弧の中に、【区としての対応】（次ページのイメージ図及び管理体制（案）参照）というふうに書かれているものの中で、運用ルールに基づく細則を策定し、各所管課は事業実施の際に事前チェックを行うと書かれています。

同時に、それからもう一つは、4ページのところに個人情報保護管理委員会という形で一定の案が示されておりますけれども、総括個人情報保護管理者ですから、副区長がそれに当たりますよということで、これまではこの審議会が担っていた個別案件の確認という審査は、実際には、今回の個人情報保護法のところでの129条ですか、そこにありますように、個別事案に関するものではないとされているということで、これまで審議会が担っていたものは、一旦それは外される。その審議会のほうで特に運用ルールに基づく細則を策定するところまで、それから事後に報告を受ける、あるいは必要が認められた場合には説明を求めることができる、そういう形での関与というのは起こり得るけれども、そもそもの前提としての、ここで書いています個人情報保護管理者（各課長）、これは3ページにあります、この責任と役割の問題がかなり大きくなっていくのかなという印象というか、そういう受け止めをさせていただきました。

その上で、一旦この運用ルールに関する細則が定められたら、それ以降は、各所管の課長のところの判断というのがかなり重きをなしてくるのかなと。その場合に、やはり今度は実際にいろんな事業を比較したり、あるいは事業実施をしていく、そういう企画立案をするところと、それから実際にルールに基づく、細則に基づいてチェックをする、その審査をするところが、言わば同一の各所管課になる、そういうことが受け止められることになるわけですが、その場合のチェック・アンド・バランスのところを本当に担保できることになるのか。そこがちょっと今日説明いただいた限りでは、まだよく読み取ることができませんので、そのところでどういうふうに個人情報保護管理体制の案をこのような仕組みで立てているということと、それから法の66条にうたっている安全管理措置を行うための云々というところ、その運用ルールに基づく、細則に基づく事前チェックというのが、実際にどういうふうに規則的な形で定められるのか、あるいはその担保が果たしてできるのか、特に個人情報保護法のところに書いていますガイドライン等の適正な運用

をもって担保されることからというような文言があるんですけども、果たしてそれが担保されるのか。

それから、審議会等に諮問することができるのがかなり限定をされるというふうな形になっていますけれども、そのところの仕分けの解釈の基準というのが、ちょっとまだ明確でないような印象を受けますので、そのところで幾つかを教えていただきたいなと思いました。そういう点では、細かな議論は多分次回のところだと思いますけれども、今日御説明いただいた範囲の中では、ちょっと大きく審議会の関与の在り方、また審議会がこれまで行ってきたことを、今度は各所管課なり、あるいは区の行政のところで行っていく、その場合の実際にこれまで条例でもって、きちんと規定されていたものが、どういふふうに担保された上で実効性を持って行われるのか、そこはちょっと見えにくいので、そこを次回のところでもしやるとしたら、もっと明確になるように御説明いただきたいなと思いました。

区政情報課長 区政情報課長、末竹でございます。 委員、ありがとうございます。今お話しいただきましたことにつきましては、まさに私どもで考える重要な安全管理措置というところになってきます。今回御審議いただいている部分が、運用ルールの細則と審査基準に該当するような部分につながっていく、各個別事案において行っている審議のポイントに該当するようなチェックリストの部分をつくり上げていきたいと考えて、そういったものに適合しているような状態になって初めて事業を実施することができるというふうな形を取りますけれども、そういう意味では、まさに自分たちがチェックして、自分たちが実施できるというところではあります。

今回新たに、先ほど 委員からも指摘があった、通し番号でいくと6ページに書いている中段の新たな個人情報保護管理体制(案)の中の項目の一番下で個人情報保護監査責任者ということで、今までやっていなかった監査ということで、ちょっとここはまだ完全に詰め切っていないんですけども、区政情報課が監査の方針とか手法というのをある程度決めて、各所管課の代表から抽出し、いわゆるチェック・アンド・バランスじゃないですけども、自ら審査し事業を実施した所管課ではない他の所管課がチェックを行っていくということを行いながら、区の全体の状況としては、また個人情報保護管理委員会という副区長をトップとした会議体に報告していく。審査基準を自分たちできちんとチェックをしていかないと監査が入るということで、チェック・アンド・バランスが保たれるような手法をしっかりと検討してまいりたいと考えております。またぜひ御意見を寄せていた



だけるよう、こちらとしてももう少し具体のもののたたき台をお示ししたいと考えております。ありがとうございます。

委員長 そのほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件につきましては、次回、区としての具体的な資料を提示していただいて御議論をまたしていただくということでよろしいでしょうか。

それでは最後に、事務局より何か報告等ございましたらお願いいたします。

区政情報課長 本日は皆様、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございます。次回の日程でございますけれども、本日スケジュール案としてお示しましたように、次回は11月8日火曜日の午前10時から、本日と同様オンラインで開催させていただきますので、御出席のほどよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

委員長 そのほかに皆様方から何かございますか、よろしいでしょうか。

#### 4. 閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。皆様、長時間お疲れさまでございました。